

旧御杖小学校活用事業

事業者募集要項

この募集要項は、令和5年度に実施した公募資料であるため、参考として取扱いいただきますよう、お願いいたします。

現在御杖村では、再度公募に向けた条件整理を行っている段階であるため、公募条件等変更が生じる場合がありますので、ご留意願います。

令和5年8月

御杖村

目 次

I. 事業の概要	1
II. 事業実施条件	1
III. 応募資格要件	6
IV. 応募手続き	7
V. 事業者の選定方法	9
VI. 契約に関する事項	11
VII. 様式・参考資料	13
VIII. 問い合わせ先	13

I. 事業の概要

1. 事業名

旧御杖小学校活用事業

2. 趣旨

御杖村では小学校と中学校の統合により令和3年8月に廃校となりました旧御杖小学校を活用していただける事業者を広く募集します。

募集にあたっては、民間事業者の皆さまのノウハウを活かした事業提案を広く求める公募型プロポーザル方式により、事業計画提案を募り、選定委員会にて優れた提案を選考し、優先交渉権者（1者）及び次点者（1者）を選定し、協議が整えば御杖村が旧御杖小学校の貸付を行います。

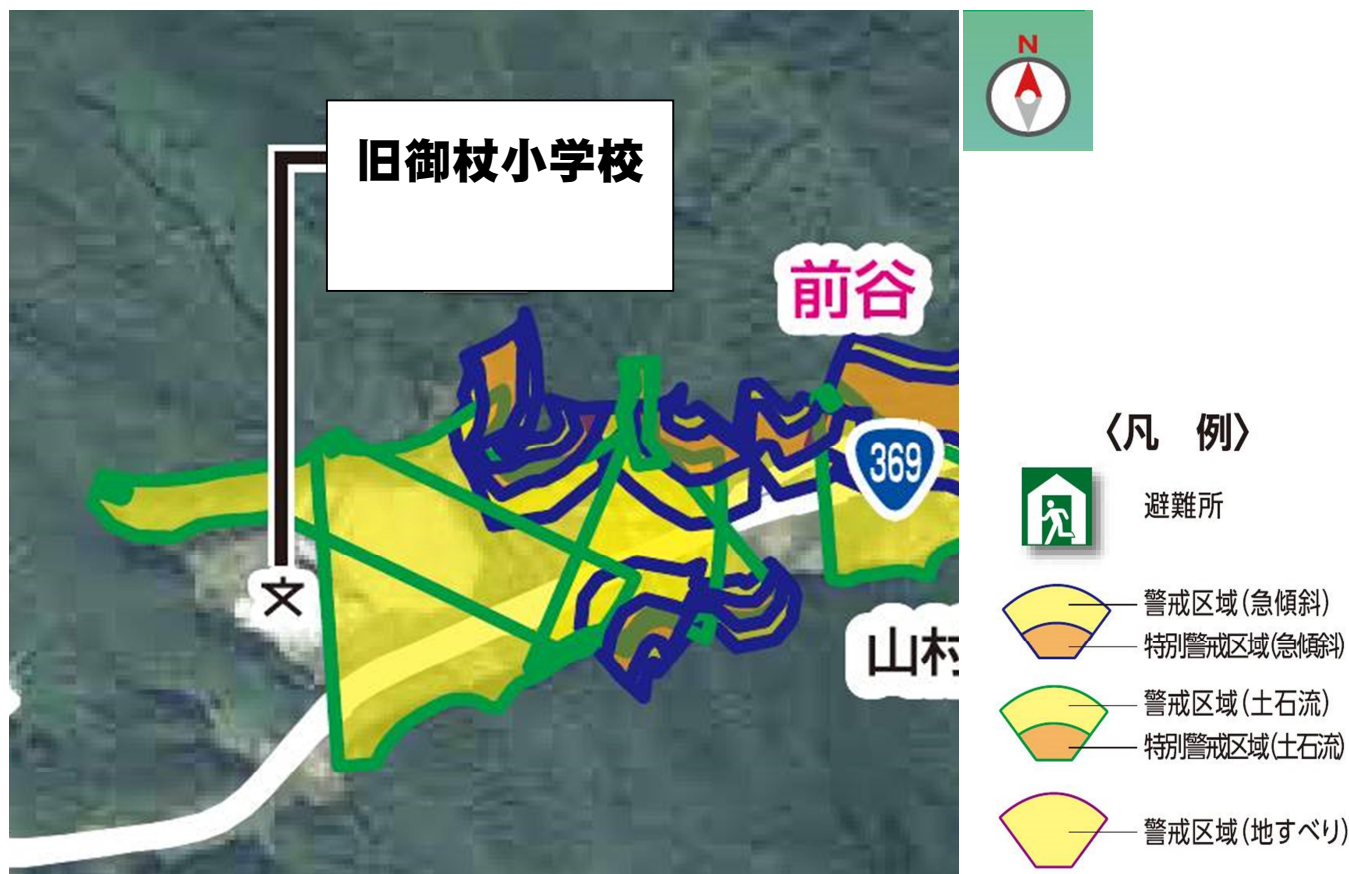
II. 事業実施条件

1. 応募の対象となる施設の概要

所在地	奈良県宇陀郡御杖村大字菅野47番地
土地・延床面積	敷地面積：43,396㎡（屋外運動場 8,841㎡） 床面積：校舎・体育館 4,531㎡
既存建物の概要	【校舎・体育館】 構造：鉄筋コンクリート造 階数：地上2階 建築面積：3,443㎡ 床面積：4,531㎡ 校舎部：3,284㎡ 体育館部：1,247㎡ 竣工年度：平成10年5月 【プール】 ステンレス製 水面積：375㎡
土地建物の権利状況	御杖村が所有
都市計画等による制限	都市計画等による制限はありません。
土砂災害警戒区域	敷地の大部分が（建物部分を除く）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域に指定されています。
現況	平成10年5月に新築竣工し、平成10年9月から小学校として使用していましたが、小学校と中学校の統合により令和3年8月末に閉校。

その他	国道３６９号の北側に隣接しており、御杖村役場から西に約８００mの場所に位置しています。 学校敷地内の北側は里道が通っており、閉鎖することはできません。
-----	---

旧御杖小学校周辺の土砂災害警戒区域



2. 募集する事業提案

本事業は、旧御杖小学校において、校舎・体育館、屋外運動場等の利用、さらには新たな民間施設の設計・建設・維持管理・運営等、事業者の自由な提案により、施設の有効活用並びに地域活性化に資する活用を図ることを目的としています。

本事業においては校舎・体育館、屋外運動場等の一括利用を基本とします。
(参考資料１の配置図及び平面図を参照ください。)

事業提案に関しては、次のア～イの条件を満たしてください。

ア. 事業者が事業対象地を借地し、現存する校舎等を活用した提案であり、その継続性が高いこと。

イ. 村や地域の活性化に対して貢献できる事業提案が含まれていること。

事業用途は自由提案としますが、次の用途として使用することはできないものとします。

- i) 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他村の品位や価値を損なう用途。
- ii) 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような用途。
- iii) 以下の団体等による利用。
 - a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体。
 - b 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力。
 - c 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。

3. 対象物件の利用条件

対象物件の利用条件は、以下の通りです。

校舎・体育館については、内装及び外装の変更や増改築を基本的には認めるものとし、詳細については村と協議することとします。また、事業期間が満了したとき又は契約の解除があった場合には、原状に戻して村に返還することを基本とします。なお、民間施設を新設する場合、事業者は設計段階において民間施設の外観や外構等で周辺に影響を及ぼす内容について、村と協議することとします。

関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守のうえ、ライフサイクルコストの削減、環境負荷の低減、環境汚染の発生防止に努め、予防保全を基本とした維持管理を行って下さい。その際、維持管理計画書の作成・更新を行うとともに、毎年 3 月末までに維持管理報告書を提出することとします。維持管理にかかる経費は、事業者が実費を負担するものとします。

（その他の事項）

- ア. 対象物件の引渡しは現状有姿での引渡しとし、増築・改修・修繕・解体・処分費等は事業者の負担とします。ただし、事前に村の承認を得ることとします。
- イ. 施設内の備品については、事業者が無償貸与しますが、村は無償貸与した備品の修繕及び更新は行いません。また、事業者が不要と判断した備品は、対象物件の引渡し時に村が処分を行います。
- ウ. 運営に関しては環境、景観、福祉、防災、防犯等に配慮してください。

4. 対象物件の貸付条件

事業者は、貸付期間中、対象物件を使用することができます。なお、対象物件の貸付料は事業者の提案価格を基にして協議します。但し、無償の場合等提案価格に応じて、契約締結前に御杖村議会で可決されることを前提とした停止条件付の公募となります。そのため、御杖村議会で否決となった場合、契約を締結することはできません。

■貸付条件

項目	内容
契約形態	賃貸借等契約
貸付期間	事業者からの提案期間を基にして協議し、決定します。
貸付料	事業者からの提案価格を基にして優先交渉権者との賃貸借等契約協議時に併せて協議します。また、事業提案の地域貢献内容を基に、無償貸付（無償の提案価格）も可とします。 なお、貸付料は3年毎に村と事業者との協議のうえで、改定を行います。
契約保証金	なし
対象物件等引渡し時期	賃貸借等契約を締結後の引渡し ※貸付料は対象物件引渡し日の翌月から村に納めるものとします。
対象物件等引渡し条件	現状有姿引渡し
事業期間満了後等の返還条件	既存校舎・体育館を改修した部分に係る原状回復について、軽微なものは不要としますが、大規模な改修を行った場合については、返還時に村との協議のうえで原状回復を行ってもらいます。また、事業者が新築又は増築した建物・構築物や搬入した設備については、事業者が解体・撤去し、契約前の状態に戻して村に返還することを基本とします。なお、通常の使用に伴い生じた本施設の消耗分は原状回復の対象からは除きます。

5. 協定及び契約の流れ

村と事業者が締結する協定と契約等の流れは以下の通りです。

① _____	② _____	③ _____
優先交渉権者の決定	基本協定の締結	賃貸借等契約
R5. 9 月末	R5. 10 月下旬	R5. 11 月頃

- ① 応募者から本事業の優先交渉権者を決定します。
- ② 村は、優先交渉権者と本事業の基本協定を締結します。
- ③ 村は、事業者と賃貸借等契約を締結します。

6. 事業者の収入及び負担

(1) 事業者の収入

- ① 事業者が自ら本施設を運営すること等により得られる収入は、事業者の収入とします。
- ② 事業者が、本事業において自己資金等で施設整備を行い、国、県等の補助金等を活用する場合は事業者自らの責任において申請等の手続きを行うものとします。

(2) 事業者の負担

- ① 事業者は、校舎・体育館及び敷地全体の維持管理に必要な費用を負担していただきます。
- ② 事業者は、基本協定及び賃貸借等契約に必要な費用を負担していただきます。
- ③ 事業者は、本施設の運営に要する費用（光熱水費、各種法定点検費、公租公課含む）を賃貸借期間に渡って負担していただきます。
- ④ 事業者は、本施設に投じた有益費又は必要経費があっても、これを村に請求することはできません。

7. その他の事業実施条件

(1) 地域説明会

基本協定の締結後、村と事業者は提案事業の内容等について、地域住民等への説明会を共同で開催する場合があります。開催日時及び場所については、協議を行うこととします。

(2) 法令等の遵守

事業者は、関係法令並びに奈良県及び村の条例・規則・要綱等を遵守してください。

(3) 許認可等の手続き

本施設の整備・運営に必要となる建築基準法、消防法等の届出や許認可の諸手続きは、事業者自らの責任と負担により行ってください。

その他、許認可等の取得に伴って、当初予測し得ない事業費の増大等により安定的・継続的な事業が実施できないと村と事業者の双方が判断した場合、事業計画の見直し、継続、中止等の対応を協議します。

Ⅲ. 応募資格要件

1. 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 単独の法人又は団体（以下「単独応募者」という。）又は複数の法人又は団体（以下「構成員」という。）で構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。
- (2) 共同事業体は、応募手続きを行う者を代表応募者として定めてください。単独応募者の場合は、当該者をもって代表応募者とします。
- (3) 共同事業体の構成員は、他の共同事業者の構成員となり又は単独で申請することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、応募者となることはできません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 参加申込書提出時点で、国または地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は御杖村暴力団排除条例（平成 23 年御杖村条例第 15 号）の規定より制限されている者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

2. 応募資格確認基準日

応募資格要件等の確認基準日は、参加申込書提出日とします。

3. 契約締結までに資格を喪失した場合の取扱い

事業提案書を提出した応募者が、事業提案書の受付日以降に応募者資格要件を欠くこととなった場合の対応は、次のとおりです。

- (1) 事業提案書の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者が応募者資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。ただし、共同事業体の代表応募者以外の構成員が応募者資格要件を欠くこととなった場合で、その理由がやむを得ないと村が認めた場合には構成員の変更ができるものとします。
- (2) 優先交渉権者決定日から賃貸借等契約の締結日までの間に、応募者が応募者資格要件を欠くこととなった場合には、村は基本協定を締結せず、又は解除を行う場合があります。これにより基本協定及び賃貸借等契約を締結せず、又は基本協定を解除しても、村は一切の責を負いません。また、村はその損害の賠償を請求することがあります。ただし、共同事業体の代表応募者以外の構成員が応募者資格要件を欠くこととなった場合で、その理由がやむを得ないと村が認めた場合には、構成員の変更ができるものとします。
- (3) 村が優先交渉権者と基本協定を締結しない又は解除した場合、村は次点交渉権者を優先交渉権者として協議します。

IV. 応募手続き

1. 応募手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、下記の期間に、御杖村役場教育委員会事務局及び御杖村のホームページにおいて配布します。

配布期間：令和5年8月1日（火）～ 令和5年8月31日（木）

※教育委員会事務局での配布は、土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分とします。

(2) 現地見学会・説明会の実施

村は、当該施設の概要等について、現地見学会・説明会を日程調整のうえ開催しますので応募者へご参加ください。下記の受付期間中に「現地見学会・説明会参加申込書（様式1）」を事務局にご提出ください。

① 開催日時

令和5年8月7日（月）～ 令和5年8月18日（金）の期間内で日程調整の上、随時開催

② 受付期間

令和5年8月1日（火）午前8時30分～令和5年8月17日（木） 午後5時必着

③ 申込方法

「現地見学会・説明会参加申込書」にご記入の上、原本ファイル形式のまま電子メールにてご提出ください。なお、件名は【旧御杖小学校現地見学会参加申込】としてください。

(3) 募集要項に関する質問受付

募集要項の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問受付を以下のとおり行います。

① 受付期間

令和5年8月1日（火）午前8時30分～令和5年8月18日（金） 午後5時必着

② 提出方法

「質問書（様式2）」にご記入の上、原本ファイル形式のまま電子メールにてご提出ください。なお、件名は【旧御杖小学校質問書送付】としてください。

④ 質問に対する回答

御杖村ホームページで随時回答しますが、最終回答は令和5年8月22日（火）とします。
なお、回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなします。

(4) 事業参加申込書及び事業提案書の受付

応募者は、「事業参加申込書（様式3）」及び【別紙1】「応募書類」に示す書類をご提出ください。

① 受付期間

令和5年8月23日（水）午前8時30分～令和5年8月31日（木）午後5時必着

② 提出方法

「事業参加申込書」及び「応募書類」に示す書類にご記入の上、持参又は郵送にてご提出ください。併せて、電子メールにてご提出ください。なお、件名は【旧御杖小学校活用事業参加申込】としてください。

(5) 応募の辞退

事業参加申込書の提出後に申請を辞退される場合は、その旨を書面（任意様式）にてご提出ください。

(6) 募集・選定スケジュール

募集・選定スケジュールは以下のとおりとします。

募集から選定までのスケジュール

日 程	内 容
令和5年8月 1日（火）から 令和5年8月31日（木）まで	事業者への募集要項等の配布
令和5年8月 7日（月）から 令和5年8月18日（金）まで 日程調整のうえ、随時開催	現地見学会 ・ 説明会の実施 【申し込み締め切り日： 8月17日（木）】
令和5年8月 1日（火）から 令和5年8月18日（金）まで	募集内容に関する質問の受付
令和5年8月22日（火）まで随時	質問に関する回答
令和5年8月23日（水）から 令和5年8月31日（木）まで	事業参加申込書及び事業提案書の提出
令和5年9月 4日（月）から 令和5年9月 6日（水）まで	資格審査（提出書類による審査）
令和5年9月 7日（木）	提案審査日時の通知
令和5年9月19日（火）から 令和5年9月27日（水）まで の期間中で日程調整	提案審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）
令和5年9月29日（金）	優先交渉権者決定通知等発送

2. 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要項の承諾・複数提案の禁止

応募者は、事業参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとします。

また、1応募者は1提案までとします。

(2) 費用負担

応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円とします。

(4) 事業提案書の取扱い・著作権等

① 事業提案書の変更等の禁止

原則、事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。ただし、村と事業者が協議を行い、必要があると認められた場合は、この限りではありません。

② 著作権・特許権等

事業提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業提案書について、事業者の選定・公表・展示・その他村が必要と認めるときには、村はこれを複製し無償で利用できるものとします。応募者は、事業提案書の提出をもって当該公表等に同意したものとします。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負います。

なお、いずれの事業提案書についても返却はいたしません。

V. 事業者の選定方法

1. 事業者選定方式

事業者の選定方法は、事業コンセプト、事業計画、施設利用及び運営計画等の観点から総合的に評価し、優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式により行うものとします。

2. 選定委員会の設置

村は優先交渉権者の選定に際し、旧御杖小学校活用事業選定委員会（以下 「選定委員会」という。）を設置します。なお、選定委員会は村が指定する者以外には非公開とします。

3. 審査内容

本事業の審査は、「資格審査」、「提案審査」により行うものとします。

(1) 資格審査

資格審査では、事務局で応募者の応募資格要件を審査します。資格審査の結果、不適格事項がある場合は失格とし、提案審査を行いません。

(2) 提案審査

資格審査の要件を満たした応募者について、提案審査を行います。

提案審査では、選定委員会において、表 5-1 に示す審査項目、評価の視点、配点に基づいて、提案内容を審査します。なお、いずれかの審査項目で、事業の安定性・継続性に対して重大な問題点があると評価した場合、他の審査項目の点数に関わらず、優先交渉権者として選定しないことがあります。

※提案審査は、対面によるプレゼンテーション及びヒアリングで行います。

ただし、応募者数が5者を超える場合には、提案審査の前に提案書類での一次提案審査を行う場合があります。

表 5-1 (1) 提案審査の内容 ①事業コンセプト等：配点合計 50 点

審査項目	評価の視点	配点
事業コンセプト	・ 提案された事業コンセプト（目的・意義等）が本事業（募集する事業提案等）の趣旨に合致しているか。 ・ 長期間の持続的な運営ができるような事業コンセプトになっているか。	30 点
村・地域への波及効果	・ 応募者が提案する事業内容が村や地域の活性化に対して貢献する提案が具体的になされているか。	20 点

表 5-1 (2) 提案審査の内容 ②事業計画：配点合計 20 点

審査項目	評価の視点	配点
事業収支計画、継続性	・ 資金調達及び毎年度の収支計画等について、継続性が高い提案がなされているか。 ・ 応募者の事業提案について、他での事業実績があるか。	10 点
借受希望価格	・ 下記の比率により、得点を付与する。 $\text{得点} = 10 \text{ 点} \times \frac{\text{応募者が提案した借受希望価格}}{\text{最高希望価格}}$ ※応募者の得点は小数点以下四捨五入で計算する。	10 点

表 5-1 (3) 提案審査の内容 ③施設利用：配点合計 20 点

審査項目	評価の視点	配点
施設利用計画	・ 施設全体を有効に活用することができる事業提案がなされているか。	10 点
スケジュール	・ 提案事業が早期に実現することができるよう、事業計画や資金計画が組まれているか。	10 点

表 5-1 (4) 提案審査の内容 ④運営計画：配点合計 10 点

審査項目	評価の視点	配点
運営方針及び体制	・ 応募者が提案する事業計画において、円滑な運営が持続できる運営方針及び運営体制となっているか。	10 点

4. 優先交渉権者の決定

選定委員会は、有効な事業提案書を提出した応募者であって、各選定委員の採点結果を合計した点数を応募者の総合得点とし優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。なお、応募者が1者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとします。ただし、総合得点において満点の5割以上の点数が必要です。

村は、優先交渉権者と契約交渉を行います。優先交渉権者と事業協定を締結しなかった場合、次点交渉権者と協議します。次点交渉権者としての権利は、村と優先交渉権者の事業協定締結をもって消滅します。

5. 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、速やかに優先交渉権者及び次点交渉権者に文書で通知するとともに、村のホームページ等を通じて公表します。また、住民等から情報公開の請求に応じて事業提案書等の情報開示を行う場合があります。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受け付けません。

6. 失格事項

資格審査における応募者の応募資格要件の具備が審査基準に適合しない場合のほか、提出された事業提案書について、次のいずれかの事項に該当する場合も失格とします。

- ① 提出期限までに事業提案書が提出されなかった場合
- ② 事業提案書に虚偽の記載等があった場合
- ③ 事業提案書に重大な不備・不足があった場合
- ④ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑥ 事業提案書の内容に重大な問題点があるなど、選定委員会が失格と判断した場合
- ⑦ その他不正行為があった場合

VI. 契約に関する事項

1. 基本協定

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、速やかに村を相手方として、賃貸借等契約に向けた協議に関する事項や事業スケジュールを遵守するための準備行為に関する事項等を定めた基本協定を締結します。

なお、村は優先交渉権者の事由により基本協定を締結しない場合、損害の賠償を請求することがあります。

2. 賃貸借等契約

- (1) 優先交渉権者は、村を相手方として、事業の内容について協議の上、募集要項、事業提案書、基本協定、賃貸借等契約書（案）に基づき、賃貸借等契約を締結します。
- (2) 賃貸借等契約の締結にあたっては、軽微な事項を除き、原則、募集要項等に示した契約内容について変更できないことにご留意ください。
- (3) 賃貸借等契約に係る事業者側の諸費用は、優先交渉権者の負担とします。
- (4) 賃貸借等契約締結後に、事業者が行う本施設にかかる法令上の指定等が得られなかった場合には、村は契約を解除できます。

3. 賃貸借等契約に係る土地・建物の返還義務

- (1) 事業者は、賃貸借等契約の期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、本施設を明け渡してください。この場合、事業者は通常の使用に伴い生じた本施設の消耗分を除き、造作加工したものがあれば速やかに原状回復をしてください。なお、村が認めた場合には原状回復は不要とします。
- (2) 事業者は、本施設の明け渡しに際し、造作買取請求、必要費、有益費の償還請求を行うことはできません。

4. その他

土地・建物等の取り扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 事業者は、校舎・体育館及び敷地全体の維持管理及び事業の運営を自ら行ってください。
- (2) 樹木の伐採や土地の造成（区画形質の変更）等を行うときは、村と事前に協議をお願いします。
- (3) 事業者が以下の行為等を行おうとする場合には、あらかじめ村の承諾を得てください。
 - ① 賃貸借等契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは転貸しようとするとき。
 - ② 本施設を再築し、又は増改築しようとするとき。
 - ③ 本施設を事業提案書記載の用途以外に使用しようとするとき。
 - ④ 本施設を事業提案書記載の者以外に使用させようとするとき。

Ⅶ. 様式・参考資料

様式 1	現地見学会・説明会参加申込書
様式 2	質問書
様式 3	事業参加申込書
様式 4	応募書類の提出について
様式 5	団体概要書
様式 6	共同事業体関係書類
様式 7	借受希望価格書
参考資料 1	旧御杖小学校の概要
別紙 1	応募書類について

別紙 1 旧御杖小学校活用事業に係る事業者募集要項 応募書類

応募書類

- ・ 正本 1 部、副本（コピー可） 1 部を提出すること
- ・ 併せて、電子メールで提出すること

No.	書類名	記載事項	様式	備考
1	応募書類の提出について		様式 4	
2	団体概要書	様式のとおり	様式 5	
3	共同事業体構成員表		様式 6－1	共同事業体の 場合
4	共同事業体構成員概要書		様式 6－2	
5	委任状		様式 6－3	
6	借受希望価格書		様式 7	
7	提案事業の概要	(1) 業種形態 (2) 事業の基本的方針 (3) 事業の概要 (4) 長期間の持続的な運営ができる事業コ ンセプト (5) 村や地域の活性化に対して貢献できる 提案	任意様式 A4 × 14 枚 以内	・ A3 の場合 7 枚以内と します。 ・ A4 と A3 を混ぜての 提出を認め ます。 ・ 図表等を 用いて、極 力わかりや すく記載し てくださ い。
8	事業計画	(1) 事業実施の資金計画、事業収支計画、 労働力確保の計画など (2) 類似事業の取組み実績等		
9	施設計画	(1) 事業内容に沿った施設の利活用計画 (2) 想定する施設整備の概要 (3) 環境、景観、福祉、防災、防犯等への配 慮事項		
10	運営計画	(1) 契約期間中の管理運営の考え方 (2) 事業の実施体制 (3) 年間の施設運営日や時間等 (4) 想定されるリスクとその具体的な対応 策について		

添付書類

- ・ 正本 1 部、副本（コピー可） 1 部を提出すること
- ・ 共同事業体の場合は、構成員すべてが提出すること

No.	書類名	備考
1	会社定款及び会社紹介資料（パンフレット等）	
2	法人登記簿（履歴事項全部証明書）	交付日から 3 カ月以内のもの
3	決算報告書	直近 3 期分
4	納税証明書	直近 1 年間に於いて、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書、完納証明書等）
5	提案業種に必要な免許等の写し	

現 地 見 学 会 ・ 説 明 会 参 加 申 込 書

御杖村長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者

旧御杖小学校活用事業に係る事業者募集に関して、現地見学会及び説明会参加申込書を提出いたします。

所在地		(〒 —)
(ふりがな) 事業者名		
(ふりがな) 代表者氏名		
連 絡 担 当 者	部 署 役 職	
	(ふりがな) 担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
希望日		
想定する事業内容		
参加予定人数		人
【質問欄】※事前に質問がありましたらご記入ください。枠内に書けない場合は、別紙に記載してください。		

質 問 書

御杖村長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者

該当箇所	質問内容

※必要に応じて、適宜、行を追加してください。

<担当者連絡先>

所 属：
役 職：
氏 名：
T E L：
F A X：
E - m a i l：

令和 年 月 日

事業参加申込書

御杖村長 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者



旧御杖小学校活用事業に係る事業者募集に関して、当該事業に係る募集要項の内容を承知するとともに、応募資格を有することを誓約し、事業への参加を申し込みいたします。

<担当者連絡先>

所 属 :

役 職 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

応 募 書 類 の 提 出 に つ い て

御杖村長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者

印

次の件について、応募書類を提出します。

件名 : 旧御杖小学校活用事業に係る事業者募集

団 体 概 要 書

項 目	内 容
ふ り が な 団体名称	
所在地（住所）	
電話番号／FAX 番号	
代表者職氏名	

設立年月日		年 月 日	
資本金（千円）			
従 業 員 数	従業員総数	人	
	有 資 格 者 等	資格の種類	人数
			人
			人
			人
			人
			人
			人
主たる業務内容			
同種・類似施設の管理運営実績			

（申請に関する連絡先）

ふ り が な 氏 名		電話番号	
		FAX	
所属・役職		E-mail	

共 同 事 業 体 構 成 員 表

[代表団体]

団体名称			
団体の役割			
担当者 部署・氏名			
電話番号		F A X 番号	
電子メール			

[構成員]

団体名称			
団体の役割			
担当者 部署・氏名			
電話番号		F A X 番号	
電子メール			

[構成員]

団体名称			
団体の役割			
担当者 部署・氏名			
電話番号		F A X 番号	
電子メール			

※構成員の数に応じて、適宜追加してください。

共 同 事 業 体 構 成 員 概 要 書

項 目	内 容
ふ り が な 団体名称	
所在地（住所）	
電話番号／FAX 番号	
代表者氏名	

設立年月日		年 月 日	
資本金（千円）			
従業員数	従業員総数	人	
	有資格者等	資格の種類	人数
			人
			人
			人
			人
			人
			人
主たる業務内容			
同種・類似施設の管理運営実績			

※構成員ごとに作成してください。

委 任 状

御杖村長 様

共同事業体名称
代表団体所在地
代表団体名称
代表団体電話番号
代表者

㊞

旧御杖小学校活用事業に係る事業者募集にあたり、共同事業体を結成し、事業提案の応募に関する権限を代表者に委任して申請します。

共同事業体名	
共同事業体 事務所所在地	
共同事業体の 代表者 (受任者)	所在地 団体名 代表者 ㊞
共同事業体の 構成員 (委任者)	所在地 団体名 代表者 ㊞
共同事業体の 構成員 (委任者)	所在地 団体名 代表者 ㊞

※構成員の数に応じて、適宜追加してください。

借 受 希 望 価 格 書

御杖村長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者



旧御杖小学校の借受希望価格を次のとおり提出します。

対象物件の借受希望価格（施設一括借受）

借受希望価格（月額） 消費税及び地方消費税を除いた額	円
-------------------------------	---

※協議し決定した貸付料に、消費税及び地方消費税を加算した金額が契約額となりますので、
ご注意ください。

※借受希望価格の算出根拠を別紙（任意様式）でご提出ください。

書き方の注意 （※この枠は提出時に削除してください）

- ① 金額は、算用数字を右詰めで記入してください。
- ② 借受希望について、対象物件の全部または一部のどちらかにチェックした上でご提出ください。
- ③ 対象物件の貸付料は、借受希望価格（月額）を基にして協議し、決定します。
- ④ 賃貸借期間に渡って負担していただく本施設の運営に要する費用（光熱水費、公租公課等）は、借受希望価格に含めないでください。